

受付番号

※市記入欄

様式第1号

## 伊丹市設備等導入補助金 交付申請書

令和4年9月1日

伊丹市長 あて

## 【申請事業者】

郵便番号 664-8503

本店所在地(個人事業主は住民票の住所) 伊丹市千僧1-1

電話番号 072-783-1234

(フリガナ) イダシヨウジカブシカイシャ

事業者名(商号又は屋号) 伊丹商事株式会社

(フリガナ) イダ タロウ

代表者氏名 伊丹 太郎

(印※)

法人の場合は、代表取締役の印等、代表者印を押印してください。

伊丹

(※)本人(代表者)が、自署しない場合は、記名、押印してください。  
法人の場合は、記名、押印してください。(代表者印を押印)

伊丹市設備等導入補助金の交付を受けたいので、確認事項(項目5)に同意の上、要綱第5条の規定に基づき必要書類を添えて次のとおり提出します。

## 1. 申請事業者の情報

申請者の種別 (どちらかに☑をしてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人事業主
設立・開業年月日	2000年1月1日	
業種	製造業	
事業内容	自動車のブレーキ部品の製造	
法人の場合	法人番号	123456789012
	資本金又は出資金	1,000,000円
	常時雇用する従業員数	5人

個人事業主の場合はこちらに☑

出来るだけ詳細にご記入ください。

役員等以外で、正社員、パート、アルバイト等にかかわらず、以下、①または②のいずれかに該当する従業員。  
① 期間の定めなく雇用されている者  
② 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者(一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者)

## 2. 補助金担当者(不備等の連絡先)※申請者情報と同じであれば、記入の必要はありません。

氏名: 伊丹 花子 TEL: 072-784-8047

## 3. 生産性(事業力)向上、又は感染症対策の取り組みについて・申請要件の確認・交付申請額

① 当補助金の交付を申請する取り組みに☑してください。(両方に取り組む場合は両方に☑)

I 事業力向上  II 感染症対策 

申請要件の確認(☑してください。)

新型コロナウイルス感染症の拡大や影響の長期化、及び原油や資源等の価格高騰により コロナの感染拡大前に比べて、売上が減少している。

交付申請額

500,000円

※裏面の交付申請額と同じ金額を記入してください。

② 上記の①で選択した取り組みについて記入

I 生産性(事業力)向上	II 感染症対策
補助金を活用して向上させる自社の強み	感染症対策を行う箇所や方法
主力商品の製造品について、小ロット多品種の生産ニーズに対応できること	工場内の壁面及び床面
強みを向上させる取り組みと効果(見込み)	感染症対策の取り組みと効果(見込み)
最新の金属加工機器を導入することで、より精巧な商品加工が可能となることに加えて、作業効率と生産性の向上につながる。	工場内の壁面及び床面に防菌抗菌塗装工事を行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じることで、安心して働ける環境整備につながる。

③ 上記②の取り組みとして調達・施工等しようとするものを、購入・施工予定先別に記入してください。

(1) 【市内に本店又は事業所を有する中小企業者】で調達・施工分（補助率2/3）

品目/工事名	金額(税込)	金額(税抜)
金属加工機械	550,000円	500,000円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合計		500,000円
合計(税抜) × 3分の2(千円未満は切捨て) [(合計(税抜) × 2) ÷ 3]		333,000円(A)

購入先が、(1)市内に事業所を持つ中小企業者(2)それ以外で分けてご記入ください。

(2) 【上記以外(大企業での購入や市外店舗での購入等)】の事業所で調達・施工

品目/工事名	金額(税込)	金額(税抜)
工場内抗菌防菌塗装工事	770,000円	700,000円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合計		700,000円
合計(税抜) × 2分の1(千円未満は切捨て)		350,000円(B)

<b>交付申請額[A(市内分) + B(市外分) (補助金額10万円以上50万円以下)]</b> <small>※補助上限に達していない場合でも申請は1回限りです</small>	500,000円
--	----------

※小切手・手形・暗号資産による支払いは補助金の対象外とします。  
 ※クーポン・ポイントを利用し、一部を支払った場合は、補助金対象経費より当該対象分を控除いたします。  
 ※クレジットカードの支払いについても、領収証が必要です。カード会社発行の「カードご利用代金明細書」等でも構いませんが、クレジットカード決済口座からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります。  
 (購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。)  
 なお、リボ払い・分割払い等で所有権が補助事業期間中に移転しないものは補助対象となりません。

4. 申請する補助対象経費の備品や設備の設置場所(施工場所)※補助対象となるのは市内事業所のみです。

事業所所在地	伊丹市 千借1-1 / 宮ノ前2丁目2-2 / 野間北4丁目4-28
事業所名・店舗名	伊丹1号店 / 伊丹2号店 / 伊丹3号店

※複数事業所に設置、施工した場合は店舗ごとに区切ってご記入をお願いします。

5. 確認事項

申請前に、ご確認ください。

- ①「事業再構築補助金」(経済産業省)に採択されていないこと
- ②令和4年3月31日までに創業をしていること。
- ③みなし大企業ではないこと。
- ④公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていないこと。
- ⑤伊丹市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑥申請内容について、本市から問い合わせや現地調査、是正のための措置を求めた際は速やかに応じること。
- ⑦市税に滞納がないこと。(分納も滞納扱いとなります。)
- ⑧本市が必要とする場合に、当該申請事業者における市税の納税情報を取得すること。
- ⑨本市が本補助金の支給に必要な範囲で、申請書類及び添付書類について記載された情報を利用すること。